

## 函館市ふるさと納税返礼品募集要領（令和6年4月1日適用）

### 1 趣 旨

ふるさと納税制度により函館市（以下「市」という。）へ寄附をした市外在住者に対し感謝の意を伝えるとともに、地域の魅力発信や地域振興等を図るため、寄附者に贈呈する函館市ふるさと納税の返礼品の募集に必要な事項を定めるものとする。

### 2 応募要件

次の全てを満たすこと。

#### (1) 応募者要件

- ① 本社（本店）、支社（支店）、店舗、工場等を函館市内に有する法人または個人事業者であること。  
※市長が必要と認める場合はこの限りでない。
- ② 原則として、インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、市が契約しているシステムを利用した受注管理等が可能であるなど、返礼品の受注環境および管理体制が整備されていること。
- ③ 市税、消費税および地方消費税の滞納がないこと。
- ④ 各種法令規則等に沿った生産、製造、販売、サービス提供等を行っていること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑥ 代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第15号）第2条第1号第2号に規定する暴力団および暴力団員もしくは同条例第6条に規定する暴力団員等および暴力団関係事業者該当しないこと。

#### (2) 返礼品要件

- ① 総務省告示第179号第5条（地場産品基準）に沿うものであり、かつふるさと納税の趣旨に反しないものであること。（地場産品基準の詳細は「ふるさと納税返礼品 地場産品基準について」参照。）
- ② 品質及び数量の安定供給ができるものであること。（予め期間や数量を限定するものはこの限りでない。）
- ③ 役務の提供を受けられる利用券等は、そのサービス等を受けられる一定の利用期間を設けたものであること。（日時が指定されているものはこの限りではない。）また、転売対策等が講じられているものであること。
- ④ 各種法令規則等を遵守していること。

### 3 返礼品の供給に関する契約

返礼品の提案を希望するものは、市が業務を委託する事業者（以下「受託者」という。）と、返礼品の供給に関する契約を取り交わすこと。

【受託者】シフトプラス株式会社（宮崎県都城市宮丸町 3070-1）

### 4 返礼品の価格および寄附金額

返礼品の価格は、本体価格、サービス料、包装代、消費税および地方消費税等を含むこととし、返礼品ごとの寄附金額の設定は、返礼品の価格が寄附金額の3割を超えない範囲において市が決定するものとする。（詳細は受託者へ要確認。）

### 5 提案方法等

提案は随時受け付けることとし、返礼品の情報や写真データ、地場産品基準への適合根拠などについて、原則として受託者のシステムを利用し、様式の全ての項目に正しく登録すること。

## 6 返礼品の決定等

応募内容等を総合的に判断し、採用可否の決定について、受託者を通じて応募者へ通知する。

なお、最終的な決定は市が行うものとし、決定に際し応募内容について、応募者と協議する場合があるものとする。

## 7 返礼品の決定の取り消し等

市は、定期または臨時に、応募者に対し必要な書類を提出させることおよび、応募者の事業所（業務委託先を含む）へ立ち入り、調査を行うことができ、応募者はそれに協力するものとする。

本要領に定める条件に適合しなくなったと認められる場合、総務省等からの通知や法改正に伴う本要領等の変更により適合しなくなった場合、クレームの多発など市のブランドイメージの低下が懸念される場合には、市は返礼品の決定を取り消すことが出来るものとする。

また、各種法令規則等に違反した場合、応募内容に虚偽が判明した場合、故意の過失により事故等が発生した場合には、市は返礼品の取扱停止や返礼品の応募制限が出来るものとする。

## 8 返礼品の取引条件

返礼品代金、送料（実費）は市が負担するものとする。ただし、返礼品代金の振込手数料は応募者が負担するものとする。なお、その他取引条件の詳細については、受託者に確認すること。

## 9 返礼品の発送

(1) 返礼品は、寄附者からの申込みが確認できるようになった日から原則として2週間以内に発送すること。

(2) 寄附者へ提供する返礼品は、発送時に消費（賞味・使用）期限の概ね3分の2以上の期間が残っているものであること。

(3) 消費（賞味・使用）期限の短い返礼品は、予め発送希望日等を寄附者に確認すること。

(4) 寄附者から、返礼品に関する要望（包装や日時の指定等）や返礼品の内容等に関する問い合わせおよび苦情等があった場合は、事業者において真摯に対応し、解決に努めること。

## 10 その他

本要領および受託者との契約に記載のない事項については、別途指示に従うこと。